

構造改革特別区域計画 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 位置</p> <p>土佐町 (以下「本町」という。) は、高知県の中央北部に位置する北緯 33° 45′、東経 133° 30′、面積 <u>212.12</u>km²、東西南北それぞれ約 20 km の町であり、四国全体から見れば中央部に位置している。東は本山町、西はいの町、南は南国市、高知市、北は大川村及び愛媛県伊予三島市に接している。町の北部、西部及び南部の三方はいずれも 1,000m 級の山に囲まれ、町の東北部にある早明浦ダムと吉野川の支流に沿って主要道が発達し、耕地が開け集落が形成されている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 人口</p> <p>昭和 35 年に 8,734 人、昭和 50 年には 6,679 人、昭和 60 年には 5,872 人、平成 7 年には 5,292 人、平成 17 年には 4,632 人、平成 22 年には 4,358 人、平成 27 年には <u>3,997 人</u> と減少を続けている。</p> <p>また年齢構成については、昭和 60 年に 18.4% あった年少人口割合は平成 27 年に 9.6% に減少し、一方で 65 歳以上の人口割合は昭</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 位置</p> <p>土佐町は、高知県の中央北部に位置する北緯 33° 45′、東経 133° 30′、面積 <u>212.11</u>km²、東西南北それぞれ約 20 km の町であり、四国全体から見れば中央部に位置している。東は本山町、西はいの町、南は南国市、高知市、北は大川村及び愛媛県伊予三島市に接している。町の北部、西部及び南部の三方はいずれも 1,000m 級の山に囲まれ、町の東北部にある早明浦ダムと吉野川の支流に沿って主要道が発達し、耕地が開け集落が形成されている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 人口</p> <p>昭和 35 年に 8,734 人、昭和 50 年には 6,679 人、昭和 60 年には 5,872 人、平成 7 年には 5,292 円、平成 17 年には 4,632 人、平成 22 年には 4,358 人と減少を続けている。</p> <p><u>若年層の町外流出が続いており、少子高齢化が進んでいる。</u></p>

新	旧
<p>和 60 年に 20.1%であったが、平成 27 年には 44.8%に増加しており、少子高齢化が大幅に進んでいる。</p> <p>(4) 産業</p> <p>平成 27 年の国勢調査によると、就業人口は 1,976 人で、産業別には第 1 次産業が 24.8%、第 2 次産業が 17.6%、第 3 次産業が 56.3%となっている。従前から基幹産業は農業であり、良好な気候条件と土壌を生かし、基幹作物である水稻を中心に、ハウス園芸や花卉園芸、果樹栽培などが行われている。また畜産業については土佐あかうしの一大産地であり、近年土佐あかうしの市場ニーズの高まりを受け、畜舎の整備や生産者・新規就農者への支援を図り、生産規模拡大を目指している。林業においては木材チップ工場の誘致等で雇用の確保のみならず、それに付随した林業の活性化も図っている。</p> <p>商業について、商店等は国道 4 3 9 号線の沿線に沿って存在し、特に森・田井地区に集中しており、中心地から離れた地区においては店舗の閉店等がみられる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 規制の特例措置を講じる必要性</p> <p>本町には年間 10 万人の観光客が訪れるが、宿泊者は 3 千人と少なく、観光資源の乏しい本町では、安心でおいしい食材を使ったおもてなしなどで長時間滞在してもらうことが町の知名度向上だけで</p>	<p>(4) 産業</p> <p>平成 22 年の就業人口は 2,066 人で、産業別には第 1 次産業が 25.7%、第 2 次産業が 18.7%、第 3 次産業が 55.6%となっている。従前から基幹産業は農業であり、良好な気候条件と土壌を生かし、基幹作物である水稻を中心に、ハウス園芸や花卉園芸、果樹栽培などが行われている。また畜産業については土佐あかうしの一大産地であり、近年土佐あかうしの市場ニーズの高まりを受け、畜舎の整備や生産者・新規就農者への支援を図り、生産規模拡大を目指している。林業においては木材チップ工場の誘致等で雇用の確保のみならず、それに付随した林業の活性化も図っている。</p> <p>商業について、商店等は国道 4 3 9 号線の沿線に沿って存在し、特に森・田井地区に集中しており、中心地から離れた地区においては店舗の閉店等がみられる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 規制の特例措置を講じる必要性</p> <p>本町には年間 10 万人の観光客が訪れるが、宿泊者は 3 千人と少なく、観光資源の乏しい本町では、安心でおいしい食材を使ったおもてなしなどで長時間滞在してもらうことが町の知名度向上だけで</p>

新	旧
<p>なく経済効果の面からも必要となっている。その中で、地域産の農産物を活用した酒類の製造は、食の満足度向上や観光面における魅力のあるコンテンツとなるため、小規模施設での酒類の製造・提供のチャレンジを通じ、やる気のある事業者を支援していくことは非常に重要なことである。その一つとして事業者等が果実酒 <u>やリキュール</u> (以下「果実酒等」という。) の製造に参入しやすくなるような環境を整え、高品質で魅力的な加工品の創造や地域ブランドを創出し、農業経営の安定や地域経済の活性化を図るためには規制の特例を活用する必要がある。</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>本町の農業は、米価の下落や生産調整などの起因する厳しい経営環境、集落の過疎や就農者の高齢化などによる担い手不足に伴い、耕作放棄地が発生するなど農地の荒廃が進んでいる。このことは、地域の活力低下のみならず、国土や自然環境の保全、水源の涵養などの機能低下を招いている。</p> <p>これらの課題を克服し、新たな事業展開による特色のある地域づくりを進めるためには、従来型の生産・供給中心の産業振興から、第1次産業で生産される農林業の地場資源に、第2次産業の加工等による高付加価値化を図り、さらにツーリズム等の観光産業などの第3次産業と連携した販売の促進やブランド化を図るといふ、農・商工など各産業間の連携による6次産業化が必要である。</p>	<p>なく経済効果の面からも必要となっている。その中で、地域産の農産物を活用した酒類の製造は、食の満足度向上や観光面における魅力のあるコンテンツとなるため、小規模施設での酒類の製造・提供のチャレンジを通じ、やる気のある事業者を支援していくことは非常に重要なことである。その一つとして事業者等が果実酒製造に参入しやすくなるような環境を整え、高品質で魅力的な加工品の創造や地域ブランドを創出し、農業経営の安定や地域経済の活性化を図るためには規制の特例を活用する必要がある。</p> <p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>本町の農業は、米価の下落や生産調整などの起因する厳しい経営環境、集落の過疎や就農者の高齢化などによる担い手不足に伴い、耕作放棄地が発生するなど農地の荒廃が進んでいる。このことは、地域の活力低下のみならず、国土や自然環境の保全、水源の涵養などの機能低下を招いている。</p> <p>これらの課題を克服し、新たな事業展開による特色のある地域づくりを進めるためには、従来型の生産・供給中心の産業振興から、第1次産業で生産される農林業の地場資源に、第2次産業の加工等による高付加価値化を図り、さらにツーリズム等の観光産業などの第3次産業と連携した販売の促進やブランド化を図るといふ、農・商工など各産業間の連携による6次産業化が必要である。</p>

新	旧
<p>そのため、規制の特例措置を活用する <u>こと</u>により、事業者等が果実酒等の製造に参入しやすくなり、新たな特産品の開発や地域ブランドの創出が期待でき、加工品を起爆剤とした地域産業の活性化が期待できる。</p> <p>また、地域内で生産された果実を用いることで、加工用途向果実の有効活用や高付加価値化が図られるとともに、果樹の生産拡大や就農者の確保等へのつながりも期待でき、農業経営の安定を図ることが可能となる。</p> <p><u>本町においては現在、柚子 7.4ha、ブドウ 4ha、リンゴ 0.9ha、桃 2.1ha、イチゴ 0.2ha の栽培がおこなわれている。畜産で発生する廃棄物を堆肥にする「土佐町堆肥センター」を活用し、前記果実も含め地域の農産物の栽培には積極的に堆肥を活用し、肥えた土づくりの中で行う環境保全型農業を推進している中で他地域との差別化を図っている。特にブドウにおいては、化学的なものは一切加えず、土・雑草・昆虫・動物・ミミズ・微生物などの自然のバイオサイクルの力だけを借りて栽培する全国的に珍しい無農薬での栽培を行っている。</u></p> <p><u>現在、柚子はジュース、ポン酢、ブドウはジャムやゼリー、リンゴは菓子類、桃はアイスやシャーベットへの加工がおこなわれてきたが、特色のある新しい取り組みを検討していく中で、特産果実を使った果実酒等の製造が可能になることは地域経済の活性化につながる。</u></p>	<p>そのため、規制の特例措置を活用する<u>事</u>により、事業者等が果実酒の製造に参入しやすくなり、新たな特産品の開発や地域ブランドの創出が期待でき、加工品を起爆剤とした地域産業の活性化が期待できる。</p> <p>また、地域内で生産された果実を用いることで、加工用途向果実の有効活用や高付加価値化が図られるとともに、果樹の生産拡大や就農者の確保等へのつながりも期待でき、農業経営の安定を図ることが可能となる。</p>

新	旧
<p>このほか、地元で <u>果実酒等を製造</u>することによる雇用機会の創出や、交流人口の増加などへの広がりも期待でき、農業の振興のみならず、地域全体の活性化につながることを期待できることから、本特例措置を活用する意義は極めて大きいものである。</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>本構造改革特別区域計画による「<u>特定農業者による特定酒類の製造事業</u>」及び「<u>特産酒類の製造事業</u>」の実施によって、地域外の者に対する交流活動を行う際に、自家製造酒を提供する場を設けることで地域農産物の利用拡大と本町の知名度向上を目指す。</p> <p>それにより、都市住民が本町を訪れ、他の農産物を食し、購入することで消費・販路拡大につながり、またそれによる地域住民の活力増進等、地域づくりの新しい展開が生まれることが期待できる。</p> <p>本町の豊富な資源である山、川の美しい自然や歴史・文化などと合わせ、滞在者に対する新たな郷土食として果実酒等を加えることで魅力を高め、更なる交流人口の増加を促進し、農業振興及び全町的な地域経済の活性化を図ることを目標とする。</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(1) <u>新たな地域特産物の開発及び本町の知名度の向上</u></p> <p>地域特産品の開発及びブランド化等による収入増加と知名度 <u>向</u></p>	<p>このほか、地元で製造することによる雇用機会の創出や、交流人口の増加などへの広がりも期待でき、農業の振興のみならず、地域全体の活性化につながることを期待できることから、本特例措置を活用する意義は極めて大きいものである。</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>今回申請する <u>構造改革特別区域計画</u>の「<u>特定農業者による特定酒類の製造事業</u>」によって、地域外の者に対する交流活動を行う際に、自家製造酒を提供する場を設けることで地域農産物の利用拡大と本町の知名度向上を目指す。</p> <p>それにより、都市住民が本町を訪れ、他の農産物を食し、購入することで消費・販路拡大につながり、またそれによる地域住民の活力増進等、地域づくりの新しい展開が生まれることが期待できる。</p> <p>本町の豊富な資源である山、川の美しい自然や歴史・文化などと合わせ、滞在者に対する新たな郷土食として果実酒を加えることで魅力を高め、更なる交流人口の増加を促進し、農業振興及び全町的な地域経済の活性化を図ることを目標とする。</p> <p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(1) 地域特産品の開発及びブランド化等による収入増加と知名度</p>

新	旧									
<p><u>上</u>、新たな地域特産品の開発及び加工品として付加価値を高めたブランド化の推進により<u>有利販売</u>が可能となり、<u>販路拡大</u>や農業収益の増加等が図られる。</p> <p>また、新たな取組を広く町内外にPRすることで、本町の知名度 <u>向上</u>につながる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 農業・観光等の連携による地域活性化</p> <p>醸造施設の整備により、観光果樹園等と連携した体験型農業の受入促進が期待できる。これらを、観光や特産品販売に携わる関係団体や地元飲食店等と連携し、一体的に周知・<u>販売</u>を図る <u>こと</u>で、都市と農村の交流拡大が期待でき、地域全体の活性化が図られる。</p> <p>(4) <u>酒類製造における起業拡大効果</u></p> <p>農家による<u>酒類</u>の製造により、農家民宿や農家レストラン等の新たな起業が期待できる。</p>	<p><u>アップ</u>、新たな地域特産品の開発及び加工品として付加価値を高めたブランド化の推進が可能となり、<u>高付加価値化</u>や農業収益の増加等が図られる。</p> <p>また、新たな取組を広く町内外にPRすることで、本町の知名度 <u>アップ</u>につながる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 農業・観光等の連携による地域活性化</p> <p>醸造施設の整備により、観光果樹園等と連携した体験型農業の受入促進が期待できる。これらを、観光や特産品販売に携わる関係団体や地元飲食店等と連携し、一体的に周知・<u>振興</u>を図る <u>事</u>で、都市と農村の交流拡大が期待でき、地域全体の活性化が図られる。</p> <p>(4) <u>交流人口の増加</u></p> <table border="1" data-bbox="1140 954 1957 1104"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成31年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入込客数</td> <td>約100,000人</td> <td>105,000人</td> </tr> <tr> <td>宿泊者数</td> <td>約3,000人</td> <td>3,500人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) <u>農家等の果実酒</u>の製造により、農家民宿や農家レストラン等での新たな起業が期待できる。</p>	年度	平成26年度	平成31年度目標	入込客数	約100,000人	105,000人	宿泊者数	約3,000人	3,500人
年度	平成26年度	平成31年度目標								
入込客数	約100,000人	105,000人								
宿泊者数	約3,000人	3,500人								

新			旧		
○特産酒類製造に関する目標					
	平成30年度目標	平成34年度目標			
特産酒類製造事業者数	1者	2者			
特産果実酒等製造量	3.5キロリットル	6キロリットル			
○農家民宿、農家レストランによる果実酒製造目標			○農家民宿、農家レストランによる果実酒製造計画		
	平成30年度目標	平成34年度目標		平成28年度目標	平成32年度目標
農家民宿等における果実酒製造件数	1件	2件	農家民宿等における果実酒製造軒数	1軒	2軒
<p>8 特定事業の名称</p> <p>707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業</p> <p><u>709（710、711） 特産酒類の製造事業</u></p> <p>※別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容</p> <p>（別紙1）</p> <p>1 特定事業の名称</p> <p>707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用</p>			<p>8 特定事業の名称</p> <p>707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業</p> <p>※別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容</p> <p>（別紙）</p> <p>1 特定事業の名称</p> <p>707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>構造改革特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供</p>		

新	旧
<p>に供する業（農家レストラン・飲食店・農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者</p> <p>3 ～ 4 （略）</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として果実酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。</p> <p>このことは新しい地場製品の創造となり、地域活性化にもつながる。</p> <p>また、果実酒製造への取り組みは、小規模ながら農家副収入の一つの手段となることに加え、果実酒と併せて地元食材を提供することにより、地産池消の促進にもつながり、地元農産物の消費拡大や高付加価値化、新たな特産品及び地域ブランドの創出が図られ、農業の振興並びに地域経済の活性化に寄与する。</p> <p>このような地域住民の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるといふ観点からも当該特例措置の適用が必要であると考える。</p> <p>なお、当該 <u>特定事業</u> により酒類製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生 <u>すると</u></p>	<p>する業（農家レストラン・飲食店・農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料とした果実酒を製造しようとする者</p> <p>3 ～ 4 （略）</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として果実酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。</p> <p>このことは新しい地場製品の創造となり、地域活性化にもつながる。</p> <p>また、果実酒製造への取り組みは、小規模ながら農家副収入の一つの手段となることに加え、果実酒と併せて地元食材を提供することにより、地産池消の促進にもつながり、地元農産物の消費拡大や高付加価値化、新たな特産品及び地域ブランドの創出が図られ、農業の振興並びに地域経済の活性化に寄与する。</p> <p>このような地域住民の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるといふ観点からも当該特例措置の適用が必要であると考える。</p> <p>なお、当該 <u>特例措置</u> により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生 <u>し</u>、税務当局</p>

新	旧
<p>もに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。</p> <p>本町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、<u>特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。</u></p> <p><u>(別紙2)</u></p> <p>1 特定事業の名称</p> <p><u>709(710、711) 特産酒類の製造事業</u></p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p><u>構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(柚子、ブドウ、リンゴ、桃、イチゴ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者</u></p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始日</p> <p><u>本構造改革特別区域計画の認定を受けた日</u></p> <p>4 特定事業の内容</p> <p><u>(1) 事業に関する主体</u></p> <p><u>上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者</u></p> <p><u>(2) 事業が行われる区域</u></p> <p><u>高知県土佐郡土佐町の全域</u></p> <p><u>(3) 事業の実施期間</u></p> <p><u>上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降</u></p>	<p>の検査及び調査の対象とされる。</p> <p>本町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。</p>

新	旧
<p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設</p> <p><u>上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物(柚子、ブドウ、リンゴ、桃、イチゴ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために特産酒類を製造する。</u></p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p><u>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が地域の特産物として指定した農産物(柚子、ブドウ、リンゴ、桃、イチゴ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合において、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)を果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ緩和され、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。このことは新しい地場製品の創造となり、地域活性化にもつながる。</u></p> <p><u>また、地域の特産物として指定された農産物を使った果実酒等の製造への取り組みは、小規模ながら農家副収入の一つの手段となること、また地産池消の促進にもつながることから特区内農産物の消費拡大や高付加価値化、新たな特産品及び地域ブランドの創出が図られ、農業の振興並びに地域経済の活性化に寄与する。</u></p> <p><u>このような地域住民の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという観点からも当該特例措置の適用が必</u></p>	

新	旧
<p><u>要である</u>と考える。</p> <p><u>なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。</u></p> <p><u>本町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。</u></p>	